

確定拠出年金 個人別管理資産の移換に関する説明確認書

企業型確定拠出年金（以下「企業型DC」と言う）の資格喪失される皆様へ

ご退職・雇用変更等に伴う資格喪失後の確定拠出年金の個人別管理資産について以下の内容を確認し、今後の手続きについてご確認をお願いいたします。

□ 個人別管理資産の移換に関する重要事項

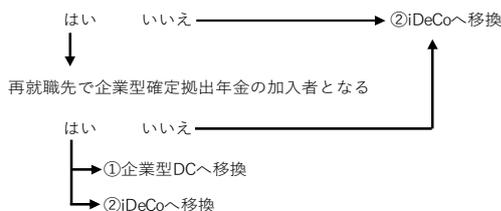
確定拠出年金制度において保有する年金資産は、ご退職・雇用変更等に伴う資格喪失後6か月以内に、他の企業型DC・個人型確定拠出年金（以下「iDeCo」と言う）・通算企業年金・確定給付企業年金へ資産を移す（移換）ことが法令で定められております。

他の企業型や確定給付企業年金への移換については、次の勤務先に移換の可否等を確認し速やかにお手続きを取ってください。なお、確定給付企業年金の制度設計等は次の勤務先へ詳細を確認ください。

【退職時等の移換手続きの流れ】

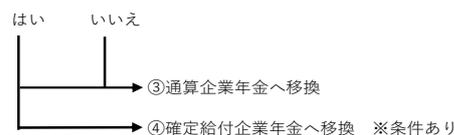
★DCへ移換したい方

退職後、再就職する



●DC以外へ移換したい方

退職後、再就職する



①～④の移換お手続きを6か月以内に行わなかった場合、法令により年金資産や加入記録等は弊社の管理下から国民年金基金連合会の管理下へ自動的に移ります（自動移換といいます）。

□自動移換のデメリットは下記となります。

- 年金資産を運用できず、将来十分な年金額を確保できなくなる
- 自動移換されている間は「拠出期間」に含まれず、将来退職所得控除を受ける際の「勤続年数」に含まれない
- 自動移換されている間は「加入者等期間」に含まれず、60歳到達時に受給開始できない可能性がある
- 自動移換扱いの後に受給開始年齢に到達した場合でも、受給の前提としてiDeCo等への移換申請が必要になる

□自動移換の手数料（※）について下記の金額がそれぞれ徴収されること（金額は消費税込み）

- ・自動移換時：4,348円(特定運営管理機関 3,300円、国民年金基金連合会 1,048円)
- ・自動移換されている間：管理手数料として毎月52円（自動移換された後4か月目から）
- ・自動移換からiDeCo・企業型DC等への移換（資産を別のところに移す）時に1,100円
- ・脱退一時金・死亡一時金等として受け取る（老齢・障害給付以外の理由で引き出す）場合4,180円

※ 手数料は年金資産から徴収されます。手数料は今後変更される可能性がありますのでお含みおください。（手数料は2021年12月時点のものです）

法令等の定めに基づいて他の運営管理機関へ口座の有無を確認し、他の移換先口座(企業型DC・iDeCo)の存在が確認できた場合は、自動移換にならずの移換先口座に移換します。ただし、個人を特定するための情報が相違している場合や口座の資格取得日等の情報によっては移換されませんので、他の口座がある場合は自動移換前にご自身でお申出の上、移換のお手続きをお取りください。

□ その他 注意事項

- 本確認書の提出により、移換手続や脱退一時金の請求等は開始されませんのでご注意ください。
- 実施事業主が資格喪失の届出を運営管理機関に行なった後、運営管理機関よりご自宅宛に送付される「加入者資格喪失のお知らせ」を確認の上、ご自身で移換の手続きを取ってください。
- 今回の資格喪失に伴い、実施事業主が運営管理機関に資格喪失の届出を行なった後は、スイッチングや掛金の配分設定等WEBのご利用が制限されます。保有商品の運用は、移換により資産が現金化されるまで続きます。（お客様のご要望のタイミングで売却を行うことはできませんので予めご了承ください）
- ご加入のプランより他の口座へ資産移換が完了するとWEBのご利用ができなくなります。

確定拠出年金 実施事業主 御中

確定拠出年金 運営管理機関 御中

（実施事業主経由）

実施事業主より「個人別管理資産の移換に関する重要事項」の説明を受け、理解いたしました。

また上記、「その他 注意事項」についても理解しました。

日付： 年 月 日

会社名：

署名(自署)：

※本書類は事業主で保管・管理頂きますようお願いいたします。

2022年5月作成

本帳票は事業主への提出となりますので、ご担当者様にお渡しください。

資格喪失をされる皆様へ

加入者資格喪失後のご案内

退職等により企業型確定拠出年金の加入者資格喪失をされた方が、資産形成を継続するためには、年金資産の移換手続き（※）が必要です

※個人型確定拠出年金（iDeCo）や転職先の企業型確定拠出年金へ移換することなどができます

お手続き方法はこちら
資格喪失に関するQ&A

QRコードからご覧ください



6か月経過すると・・・

移換手続きせずに加入者資格喪失日の属する月の翌月から起算して、6か月経過すると、お客様のご資産は、国民年金基金連合会に自動移換されます

自動移換になるデメリット

- ①手数料が差し引かれてしまう
- ②年金資産の運用ができない
- ③老齢給付金を受けるための通算加入者等期間に算入されない



加入者サイトの利用制限

喪失日以降は加入者サイト上での**お取引（スイッチングなど）ができなくなります**
お取引をご検討される場合は、**喪失前**に加入者サイトより操作をお願いいたします

加入者サイト

ログイン画面はQRコードから



問い合わせ先コールセンター

お手元に加入者コード（ID）をご用意の上お問合せください
土曜日は加入者サイトに関するお問合せのみのお受付となります
国際電話等、お電話が繋がらない場合は 03-6435-5522 まで、ご連絡ください

加入者専用コールセンター

0120-652-401

月曜日～土曜日 10:00～18:00

（祝日、年末年始、弊社指定のメンテナンス日等除く）